

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会備品等貸出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する備品等の貸出しに関する取り扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出備品)

第2条 貸出備品は、本会会長が別に定めるものとする。

(貸出対象者)

第3条 備品の貸出しを受けることができる者は次のとおりとする。

- (1) 本会事業の参加者又は本会会員
- (2) その他会長が適当と認めるもの

(貸出申請)

第4条 備品の貸出しを受けようとする者(以下「借受人」という。)は、備品等借用申請書（第1号様式）を借用日の1週間前までに本会へ提出しなければならない。

2 貸出しは先着順とする。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、2週間以内とする。ただし、本会会長が必要と認める場合は、期間を延長することができる。

(返却)

第6条 借受人は、返却にあたっては必ず本会職員の点検を受け、もし異常等が判明した場合は、第8条の規定に則り適正な弁償を行わなければならない。

(貸出料)

第7条 備品の貸出料は無料とする。

(弁償)

第8条 貸出備品の使用により貸出備品を紛失し、又は破損した場合には借受人はこれを弁償しなければならない。ただし、本会会長が止むを得ない事由によると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 借受人は、貸出備品を他人に譲渡、転貸、交換してはならない。

(事故責任)

第 10 条 貸出備品等の使用によって生じた事故等に関して本会は一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

東員町社会福祉協議会 貸出備品一覧 (令和6年6月)

	備品名	内訳 (数量など)
1	ワイヤレスアンプ (Panasonic 製)	1
	ワイヤレスマイク (Panasonic 製)	ハンド型 2 タイピン型 1
2	ワイヤレスアンプ (UNI-PEX 製)	1
	ワイヤレスマイク (UNI-PEX 製)	ハンド型 1 タイピン型 1
3	ワイヤレスアンプ (UNI-PEX 製)	1
	ワイヤレスマイク (UNI-PEX 製)	ハンド型 2 タイピン型 1
4	ワイヤレスアンプ (UNI-PEX 製)	1
	ワイヤレスマイク (UNI-PEX 製)	ハンド型 2
5	高齢者疑似体験セット	3
6	テント	3
7	簡易テント	2
8	レジャーチェア	4
9	プロジェクター (EPSON)	1
10	スクリーン (泉製)	1
11	スピーカー	1
12	スピーカースタンド	1
13	遊具 (ゲーゴルゲーム)	1
14	遊具 (輪投げ)	3
15	遊具 (ペタンク)	3
16	遊具 (ユニカール)	5
17	遊具 (ディスゲッター 9)	1
18	遊具 (麻雀セット)	3
19	高齢者向け体力測定用具	1
20	ビンゴゲーム機	2
21	かき氷器	1
22	台車	1
23	紅白幕	4 (大 1 枚・中 1 枚・小 2 枚)
24	永久保存版・爆笑王『やすしきよし』DVD 全 6 巻	1～6 巻
25	ポケットーク	1
26	卓球台	1
27	「綾小路きみまろ」漫談ライブ DVD 全 3 巻	1～3 巻
28	リバイバルダンス DVD 全 2 巻・CD	DVD1～2 巻、CD